

## 在留資格制度の概要

在留資格とは、外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること、または、一定の身分や地位を有する者としての活動を行うことができることを示す、『入管法上の法的な資格』のことです。

日本で暮らすために必要な在留資格には下記の4タイプがあります。活動制限の中で就労が認められる資格、資格外活動許可を受けた場合には、一定の範囲内で就労が認められる資格、指定される活動のみ認められる資格等、それぞれで就労できるスタイルが変わってきますので、外国人材を雇用する際は、在留カードを確認し、該当する職種に就労可能か、確認が必須となります。

### 就労が認められる在留資格 (活動制限あり)

在留資格	該当例	在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族	研究	政府関係機関や企業等の研究者等
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族	教育	高等学校、中学校等の語学教師等
教授	大学教授等	技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師、マーケティング業務従事者等
芸術	作曲家、画家、作家等	企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	介護	介護福祉士
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等	興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
高度専門職	ポイント制による高度人材	技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
経営・管理	企業等の経営者、管理者等	特定技能	特定産業分野の各業務従事者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	技能実習	技能実習生
医療	医師、歯科医師、看護師等		

### 身分・地位に基づく在留資格 (活動制限なし)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

### 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

### 就労が認められない在留資格 (※)

在留資格	該当例	在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等	研修	研修生
短期滞在	観光客、会議参加者等	家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生		

※資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

(出典:出入国在留管理庁HPより)

## 不法就労防止のために

不法就労は法律で禁止されています。法律に違反すると、不法就労した外国人本人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。在留カードを確認し、外国人が不法就労とならないよう注意してください。

### 不法就労となる3つのケース

<p><b>1</b> 不法滞在者や退去強制となった人が働いているケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 密入国した人や在留期限の切れた人が働いている</li> <li>● 退去強制されることが既に決まっている人が働いている</li> <li>● 偽変造の在留カード等を所持して働いている</li> <li>● 技能実習生が、実習先から失踪して、他の工場などで働いている</li> <li>● 留学生が、途中退学処分を受けた後も帰国することなく、残った在留期間を利用して働いている</li> </ul>
<p><b>2</b> 就労できない在留資格をもつ外国人が出入国在留管理庁から働くための許可を受けずに働いているケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 短期滞在目的で入国した人が在留資格を変更することなく働いている</li> <li>● 留学生など働くことができない在留資格を持った人が資格外活動許可を受けずに働いている</li> </ul>
<p><b>3</b> 在留資格ごとに認められた範囲を超えて働いているケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業者として働いている</li> <li>● 留学生が許可された時間数を超えて働いている</li> </ul>

### 事業主の処罰

<p>不法就労をさせたり、不法就労をあっせんした人</p>	<p>「不法就労助長罪」として <b>3年以下の懲役・300万円以下の罰金</b></p>
<p>不法就労をさせたり、不法就労をあっせんした外国人事業主</p>	<p><b>強制退去の対象</b></p>
<p>外国人の雇用または離職について、ハローワークへの届出をしなかったり虚偽の届出をした人</p>	<p><b>30万円以下の罰金</b></p>

※外国人を雇用しようとする際に、その外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

### 在留カードについて

**外国人を雇用する際には、在留カードを必ず確認してください**

- 在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。
- 在留カードを確認することで、所持する外国人が就労できるかどうかを容易に判別することができます。特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。
- 「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方がアルバイトなどで就労しようとする場合は、「資格外活動許可」を受ける必要がありますのでご注意ください。

## 在留カードの見方

**ポイント① | 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください**

「就労不可」の記載がある場合

➔ 原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合 ➔ 制限内容を確認してください。  
次のいずれかの記載があります。

- ① 「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ② 「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)

(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)




※難民認定申請中の人については、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。  
※「就労制限なし」の記載がある場合 ➔ 就労内容に制限はありません。



**◆ 在留カード等の番号が失効していないか確認することができます**

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、下記「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

 <p>在留カード等番号失効情報照会ページ <a href="https://lapse-immi.moj.go.jp/">https://lapse-immi.moj.go.jp/</a></p>	 <p>「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方 <a href="https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf">https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf</a></p>	 <p>動画ライブラリー <a href="https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html">https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html</a></p>
<p>このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。<b>アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプリケーションストアから入手できます。</b></p>		

**ポイント② | 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください**

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ① 「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」  
(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)
- ② 「許可(「教育」「技術・人文知識・国際業務」「技能」に該当する活動・週28時間以内)」  
(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)
- ③ 「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」  
(資格外活動許可書を確認してください。)



**※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方**

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
  - 「3月」以下の在留期間が付与された方
  - 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方
- これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。
- ※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

(出典:出入国在留管理庁ホームページ)